

兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会研究叢書発行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会の刊行物に関する規則（昭和49年7月16日）第12条の規定に基づいて、研究叢書（以下「叢書」と称する。）の発行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(規格及び発行部数等)

第2条 叢書の規格及び発行部数は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 発行回数 年1回以上
- (2) 規 格 A5版
- (3) 発行部数 1回120部以内
- (4) 標準頁数 1冊200頁

2 前項に定めるもののほか、執筆者が希望する場合は、別冊としてB5版にすることができる。

(カラーでの印刷)

第3条 カラーでの印刷を希望するときは、自己の負担によって交付を受けることができる。

(発行回数)

第4条 同一年度内においては、1人につき1冊の発行を原則とする。

(執筆者への研究叢書の交付)

第5条 執筆者に対する叢書の無償交付（最高部数）は50部とする。なお、執筆者は30部に限り、正会員以外の者への配布を指定することができる。また、第7条の規定により執筆者が負担することとなる場合は、その金額に相当する部数の叢書を執筆者に対して交付するものとする。

(配布)

第6条 兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会が発行する叢書は、非売品として無償で配布する。

(発行の特例)

第7条 運営委員会は、執筆者が第2条の規定による発行部数等をこえる部数の発行を希望するときは、当該叢書の執筆者が支弁するものとして発行部数を追加することができる。

(協議事項)

第8条 運営委員会は、第4条および第7条第1項に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 執筆者の選定又は推薦
- (2) 発行の時期
- (3) 活字の大きさ、奥付等叢書の体裁
- (4) 頁数及び部数
- (5) 配布の対象
- (6) 研究叢書特別会計の管理
- (7) その他叢書発行に関する事項

附 則

この規則は、昭和51年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 5 月 19 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 16 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 30 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。